



文化的多様性を積極推進

多極化する世界の中で、欧州連合 (EU) は欧州統合の原則として文化的多様性を擁護し、強く推進している。また、文化交流の拡大はグローバル化の弊害を乗り越え、豊かで安定した持続可能な社会づくりに寄与することから、EUは文化的多様性の推進における世界のパートナーを増やすことに尽力している。

欧州統合の核心的原則

EUの存在を語る上で、文化の多様性は欠かすことができない要素である。EU創設の父たちは、20世紀前半の2つの世界大戦で、同胞たちがアイデンティティの過剰追求ゆえに命を落とすのを目の当たりにしてただけに、文化的アイデンティティに付随する危険性をよく理解していた。従って、文化多様性の原則は欧州統合を進める上での核心であり、その擁護は基本条約に定められた義務となっている。

EUは、国際関係においても文化的多様性を推進することによって、各国・地域のアイデンティティを弱め、文化や言語の多様性を脅かし、さらに多様な価値を画一的な生活・思考様式にはめ込んでしまうグローバル化に強く対抗している。

EUが国連教育科学文化機関(ユネスコ)の「文化的表現の多様性の保護

および促進に関する条約(文化多様性条約)」の交渉、採択に積極的に参加し、その批准を強く押し進めているのは、以上のような理由による。また、世界中の多くのパートナーとともに、文化領域における持続可能な発展の新たな柱として文化的多様性の原則を掲げるようになったのも、同じ理由からである。

均衡の取れた文化交流

2005年のユネスコ総会で採択された文化多様性条約は、2007年3月に発効した。EUは2006年12月に欧州共同体(EUの法人格)と当時の加盟国25カ国中13カ国が批准し、今では27カ国中24の加盟国が批准している。2009年2月現在の全締約国数は95カ国。条約は文化の多様性を保護・促進することと、各文化が互恵的に影響し合い、反映するための環境を創ることを目指し、そのための世界共通のルール、原則、基準を規定した初めての国際間合意である。

条約には自国の文化政策を策定し実施する権利、文化と経済の二重の価値を擁することによる文化財・文化サービスの特殊性、文化面での国際協力の重要性がうたわれている。条約はまた、世界の均衡の取れた文化交流推進のため、国際協



力を通じて外国人が自国の文化に接する機会を増やす手段を締約国に提供している。さらには、締約国に文化的多様性を考慮するよう促す条項が含まれている。条約は、国際的な議論や意見交換の場を提供し、文化的多様性を実現するための研究と調査や、ベストプラクティスの共有も可能にしている。

条約締結プロセスは、「文化的多様性は持続可能な発展のために維持すべき人類共通の遺産である」という確信を共有する多くの仲間が世界中にいることを証明している。

求められる批准国の増加

現在、文化交流はかつてないほど重視されているが、実際には、世界各地で行われている文化交流には大きな不均衡がある。その意味で、いかにして文化交流を増やし、国際レベルでより



文化多様性条約EU批准記念式典に出席したパローゾ委員長、フィゲル委員ほかEU関係者たち(2006年12月19日、ブリュッセル) ©European Communities



均衡の取れた文化の行き来を促進するか、また相手国がいかに自国の文化多様性政策を促進、実施できるようにするかが重要な課題となっている。

文化多様性条約は貿易などに関する国際条約に匹敵するものであり、その基本的な土台となっているのは、互助と補完の精神である。条約が、市民に提供される文化的選択の幅とその地理的多様性をさらに拡大することで、国際社会における文化的多様性を支援する上で重要な要素になり得るのは、そのためである。

文化多様性条約の野心的な目標達成のためには、多種多様な国が文化多様性条約に参加していなければならない。条約は、実施されてはじめて、文化的に多様な意味合いを持つようになるからだ。現在、批准国は全大陸に及び、先進国、途上国、新興経済圏を網羅している。条約の批准は順調に進んでいるが、日本が批准すれば、その普遍性が一段と高まり、条約の実施において日本文化が重要な影響を及ぼすことになるだろう。欧州および他の締約国は、日本のようなパートナーを必要としている。

日本は条約交渉において重要な役割を担い、草案の作成に大きく貢献し、

2005年10月20日に条約を採択している。しかし、日本には条約が文化や映像・音響作品の貿易の枠組みに悪影響を及ぼすことを懸念する声があったのも事実である。EUは、条約が、保護主義を推進するものではないことから、こうした枠組みを脅かすことはあり得ないと主張してきた。実際、条約発効後、条約が文化や映像・音響作品の貿易の枠組みに恩恵をもたらしていることが明らかになっている。

アジアでの進展

EUは、文化多様性条約の実施に関連し、優先事項を2007年末に立ち上げた新しい文化戦略「文化のための欧州アジェンダ(European Agenda for Culture)」の目標に反映させている。その目標のひとつが、文化振興をEUの国際関係の基軸要素とすることであり、EUは、世界の国や地域との政治的対話において、文化に一層力を入れることとしている。その観点から、パートナー国や地域が文化多様性条約を批准することは大変重要である。日本を含むアジアのパートナーとの関係では、アジア欧州会議(ASEM)の枠組みが、条約の批准と実施という観点から、ますます重要になりつつある。

文化の多様性は2008年4月にクアラルンプールで開催されたASEM文化大臣会合でも、また同年12月に欧州委員会がベトナム政府とハノイで共同開催した文化の多様性に関するASEMセミナーでも強く支持された。同セミナーは、文化多様性条約がアジアのパートナーにとって魅力的なものになりつつあり、特に今年は条約批准面でアジアでの進展が期待できることを浮き彫りにした。

日本の早期の条約批准を期待

EUは、文化的多様性を擁護する立場を一貫して表明しており、文化領域における持続可能な発展のため、ユネスコの文化多様性条約の採択を積極的に推進してきました。

条約の批准は順調に進んでいますが、EUならびに他の条約締結国は、日本の批准を心待ちにしています。日本の批准が実現すれば、条約の普遍性が一段と高まることになり、その履行において日本文化が大きな役割を演じることになるでしょう。私は、条約が日本とEUや他の諸国との文化交流を促進し、海外でのイベントを通じて日本のマンガやポップミュージック、映画等の文化に接する機会を増やし、逆に、アジアのパートナーとのテレビ番組共同制作や日本での外国映画祭などを通じて、日本の人々により多様な文化を提供できるものと確信しています。まさに、文化多様性条約は、世界中でより豊かで多様な文化を育むことができるのです。

ヤーン・フィゲル欧州委員会教育・訓練・文化担当委員

